

福岡県公報

平成二十五年六月二十八日
第三千五百八号
増刊
①

目次

条 例 (第二十九号―第四十四号)

○福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	……………	三
○福岡県職員等の給与の特例に関する条例	(人事課)	……………	三
○災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	……………	七
○福岡県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	……………	七
○過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	(税務課)	……………	一五
○福岡県立大学看護教員養成修学資金貸与条例を廃止する条例	(学事課)	……………	一五
○東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部を改正する条例	(消防防災指導課)	……………	一五
○福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(保健衛生課)	……………	一六
○福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例	(保健衛生課)	……………	一七
○福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	(医療保険課)	……………	一七
○福岡県子ども・子育て会議条例	(子育て支援課)	……………	一七
○福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例の一部を改正する条例	(農山漁村振興課)	……………	一八
○福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(公園街路課)	……………	一九
○福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁教職員課)	……………	一九

公布された条例のあらまし

○福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部警務課)	……………	二〇
○福岡県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例 (警察本部生活保安課)		……………	二〇

◇福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 財団法人福岡県職員互助会の一般財団法人への移行に伴い、その名称を変更することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県職員等の給与の特例に関する条例

(総務部人事課)

1 福岡県職員等の給与の一部を減額するため、特例措置を定めることとした。

2 この条例は、平成二十五年七月一日から施行することとした。

◇災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため本県に派遣された職員に対し、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給するため、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 地方税法の一部を改正する法律の制定に伴い、個人県民税における住宅借入金等特別税額控除の延長及び拡充を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十六年一月一日から施行することとした。ただし、附則第

一条第一項各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第一条の規定による改正後の付則第三条の二の規定は、平成二十五年四月一日から適用することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の制定による離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正により、事業税及び不動産取得税等に係る課税免除の要件が拡充されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県立大学看護教員養成修学資金貸与条例を廃止する条例

(総務部私学学事振興局学事課)

1 福岡県立大学における看護教員の確保を図るといふ所期の目的を達成したこと及び福岡県立大学看護教員養成修学資金の返還が完了したことに伴い、福岡県立大学看護教員養成修学資金貸与条例を廃止することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部防災危機管理局消防防災指導課)

1 東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等の措置を平成二十七年七月二十六日まで継続することに伴い、東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部保健衛生課)

1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、地方自治法の規定により、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十五年九月一日から施行することとした。

◇福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部保健衛生課)

1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十五年九月一日から施行することとした。

◇福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部医療保険課)

1 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の制定に伴い、定率交付金の算定に係る経過措置を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県子ども・子育て会議条例

(福祉労働部子育て支援課)

1 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項、幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項等を調査審議させる等のため、福岡県子ども・子育て会議を設置することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例

(農林水産部農山漁村振興課)

1 暴力団が県民生活に多大な脅威を与えている本県の現状に鑑み、土砂埋立て等を行う者からの暴力団関係者の排除を強化するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十五年十月一日から施行することとした。

◇福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

1 暴力団が県民生活に多大な脅威を与えている本県の現状に鑑み、屋外広告業からの

暴力団関係者の排除を強化するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十五年十月一日から施行することとした。

◇福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 財団法人福岡県職員互助会及び財団法人福岡県教職員互助会の一般財団法人への移行に伴い、その名称を変更することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 財団法人福岡県警察職員互助会の一般財団法人への移行に伴い、その名称を変更することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

(警察本部生活保安課)

1 公共の場所等に手りゅう弾その他の爆発物と紛らわしい外観を有する物を置く行為等が県民及び滞在者に著しく迷惑をかけている現状に鑑み、当該行為等を規制するとともに、罰則の規定を整備することとした。

2 この条例は、平成二十五年十月一日から施行することとした。

条 例

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十九号

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「財団法人福岡県職員互助会(昭和五十九年八月一日に財団法人福岡県職員互助会という名称で設立された法人をいう。)」を「一般財団法人福岡県

職員互助会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県職員等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十号

福岡県職員等の給与の特例に関する条例

(福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の特例)

第一条 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第十七号)第二条第一号及び第二号に掲げる特別職の職員、同条第十号に掲げる特別職の職員のうち常勤を要する者並びに教育長(以下「特別職の職員等」という。)に対する給料の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる特別職の職員等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 一 知事 百分の二十
 - 二 副知事 百分の十五
 - 三 公営企業の管理者、常勤の監査委員及び教育長 百分の十二
- 2 特例期間においては、前項各号に掲げる特別職の職員等に対する期末手当の支給に当たっては、期末手当の額から、前項各号に掲げる特別職の職員等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(福岡県職員の給与に関する条例等の特例)

第二条 特例期間においては、福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号。以下「県職員給与条例」という。)、第六条第一項各号、福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第五十号。以下「警察職員給与条例」という。)、第六条第一項各号及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第五十一号。以下「学校職員給与条例」という。)、第六条第一項各

号に掲げる給料表の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）に対する給料（福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第一号）附則第七条、福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第三十号）附則第七条及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例（平成十八年福岡県条例第二十七号）附則第七条の規定による給料（以下「平成十八年改正条例附則により支給される給料」という。）の額を含み、当該職員が福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）附則第二条第七項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料（平成十八年改正条例附則により支給される給料の額を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表		職務の級	割合
行政職給料表	七級以上	二級以下	百分の四・七七
		三級から五級まで	百分の七・七七
		六級	百分の七・七七 （課長級職員にあつては、百分の九・七七）
医療職給料表(一)	七級以上	一級	百分の九・七七
		二級	百分の四・七七
		三級以上	百分の七・七七
医療職給料表(二)	三級以上	二級以下	百分の九・七七
		三級から五級まで	百分の四・七七
		六級	百分の七・七七 （課長級職員にあつては、百分の九・七七）

医療職給料表(三)		研究職給料表		公安職給料表		教育職給料表(二)		教育職給料表(三)			
七級以上	二級以下	三級から五級まで	六級	二級以下	三級及び四級	五級	三級以下	二級から三級まで	一級	七級以上	百分の九・七七
										二級以下	百分の四・七七
										三級から五級まで	百分の七・七七 （課長級職員にあつては、百分の九・七七）
六級	三級及び四級	四級から六級まで	七級	八級以上	一級	二級から三級まで	四級	一級	二級から三級まで	八級以上	百分の九・七七
										二級以下	百分の四・七七 （役職加算を受ける職員にあつては、百分の七・七七）
										三級から五級まで	百分の七・七七 （職務の級二級の職員のうち役職加算を受けない職員にあつては、百分の四・七七）
四級	二級以下	三級から五級まで	四級	二級から三級まで	一級	二級から三級まで	四級	二級から三級まで	一級	二級から三級まで	百分の九・七七
										三級から五級まで	百分の四・七七 （役職加算を受ける職員にあつては、百分の七・七七）
										六級	百分の七・七七 （職務の級二級の職員のうち役職加算を受けない職員にあつては、百分の四・七七）

備考

一 この表において「課長級職員」とは、県職員給与条例別表第四イ行政職給料表級別標準職務表の六級の項第一号、ハ医療職給料表(ニ)級別標準職務表の六級の項第一号及びニ医療職給料表(三)級別標準職務表の六級の項第一号、警察職員給与条例別表第五イ公安職給料表級別標準職務表の七級の項第一号及びロ行政職給料表級別標準職務表の六級の項第一号並びに学校職員給与条例別表第四ハ行政職給料表級別標準職務表の六級の項第一号及びニ医療職給料表(ニ)級別標準職務表の六級の項第一号に定める職にある職員のうち、県職員給与条例第十一号、警察職員給与条例第十号及び学校職員給与条例第十一号の三に規定する職にある職員をいう。

二 この表において「役職加算」とは、学校職員給与条例第二十条第五項に規定する同条第四項の合計額への加算をいう。

2 特例期間においては、県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例に

基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に百分の十を乗じて得た額

二 県職員給与条例第二十三条第一項から第五項まで、警察職員給与条例第二十二條第一項から第五項まで及び学校職員給与条例第二十二條第一項から第五項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからハまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからハまでに定める額

イ 県職員給与条例第二十三条第一項、警察職員給与条例第二十二條第一項及び学校職員給与条例第二十二條第一項 前項に定める額

ロ 県職員給与条例第二十三條第二項及び第三項、警察職員給与条例第二十二條第二項及び第三項並びに学校職員給与条例第二十二條第二項及び第三項 前項に定める額に百分の八十を乗じて得た額

ハ 県職員給与条例第二十三條第四項及び第五項、警察職員給与条例第二十二條第四項及び第五項並びに学校職員給与条例第二十二條第四項及び第五項 前項に定める額に、県職員給与条例第二十三條第四項及び第五項、警察職員給与条例第二十二條第四項及び第五項並びに学校職員給与条例第二十二條第四項及び第五項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、県職員給与条例第十四条、警察職員給与条例第十三条及び学

校職員給与条例第十四条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、県職員給与条例第十八条、警察職員給与条例第十七条及び学校職員給与条例第十八条の規定にかかわら

ず、これらの規定により算出した給与額から、給料月額額の勤務一時間当たりの額(給料月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから平成二十五年四月一日から翌年の三月三十一日までの間における勤務時間条例第十条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。))の日数の合計に七時間四十五分(地方公務員法第二十八条の五第一項の規定により採用された職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務若しくは同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、七時間四十五分に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)を乗じて得たものを減じたもので除して得た額をいう。)に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の特例)

第三条 特例期間においては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年福岡県条例第一号)第四条第一項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額(これらの給与のうち、福岡県職員等の給与の特例に関する条例(平成二十五年福岡県条例第三十号)第二条及び附則第三項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

(福岡県職員の育児休業等に関する条例の特例)

第四条 特例期間においては、福岡県職員の育児休業等に関する条例(平成四年福岡県条例第四号)第二十四条の規定の適用については、同条中「県職員給与条例第十八条、警察職員給与条例第十七条又は学校職員給与条例第十八条」とあるのは、「福岡県職員等の給与の特例に関する条例(平成二十五年福岡県条例第三十号)第二条第三項(同条例第六条第二項又は第八条第二項において準用する場合を含む。)」とする。

(勤務時間条例の特例)

第五条 特例期間においては、勤務時間条例第十六条第三項の規定の適用については、同項中「福岡県職員の給与に関する条例第十八条、福岡県警察職員給与に関する条

例第十七条及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例第十八条」とあるのは、「福岡県職員等の給与の特例に関する条例（平成二十五年福岡県条例第三十号）第二条第三項（同条例第六条第二項又は第八条第二項において準用する場合を含む。）とする。」

（福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例）

第六条 特例期間においては、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年福岡県条例第七十六号。以下「任期付研究員条例」という。）の適用を受ける職員に対する給料の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が一号給から三号給までのもの及び同条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員 百分の七・七七

二 任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が四号給以上のもの及び同条第四項の規定による給料月額を受ける職員 百分の九・七七

2 特例期間においては、第二条第二項二号及び第三項の規定は、任期付研究員条例の適用を受ける職員に対する県職員給与条例第二十三条第一項から第五項まで及び警察職員給与条例第二十二條第一項から第五項までの規定により支給される給与の支給並びに県職員給与条例第十四条及び警察職員給与条例第十三条に規定する給与の減額について準用する。この場合において、第二条第二項二号イからハまでの規定中「前項」とあるのは「第六条第一項」と、同条第三項中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第六条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合」と読み替えるものとする。

（公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例の特例）

第七条 特例期間においては、公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（平成十三年福岡県条例第五十号）第四条の規定の適用については、同条中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、福岡県職員等の給与の特例に関する条例（平成二十五年福岡県条例第三十号）第二条及び附則第三項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとさ

れる額に相当する額を減じた額とする。）とする。

（福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例）

第八条 特例期間においては、福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福岡県条例第五十七号。以下「任期付職員条例」という。）の適用を受ける職員であつて、任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用されたものに対する給料の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 任期付職員条例第四条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が一号給から四号給までのもの 百分の七・七七

二 任期付職員条例第四条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が五号給以上のもの及び同条第三項の規定による給料月額を受ける職員 百分の九・七七

2 特例期間においては、第二条第二項一号及び第二号並びに同条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける職員に対する管理職手当並びに県職員給与条例第二十三条第一項から第五項まで、警察職員給与条例第二十二條第一項から第五項まで及び学校職員給与条例第二十二條第一項から第五項までの規定により支給される給与の支給並びに県職員給与条例第十四条、警察職員給与条例第十三条及び学校職員給与条例第十四条に規定する給与の減額について準用する。この場合において、第二条第二項二号イからハまでの規定中「前項」とあるのは「第八条第一項」と、第二条第三項中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第八条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合」と読み替えるものとする。

（端数計算）

第九条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一元未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（単純な労務に雇用される職員及び福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の特例）

第十条 特例期間においては、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第四十七号）及び福岡県公営企業に従事する企業

職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年福岡県条例第五十二号）の適用を受ける職員に対する給与の支給に当たっては、第二条の規定の適用を受ける職員に準じて減額する。

（この条例の施行に関し必要な事項）

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

（特別職の職員等に係る地域手当の特例）

2 特例期間においては、福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十五号）付則第二項の適用については、同項中「一般職の職員の例により地域手当」とあるのは「一般職の職員の例による地域手当の額から、地域手当に福岡県職員等の給与の特例に関する条例（平成二十五年福岡県条例第三十号）第一条第一項各号に掲げる特別職の職員等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

（研究職特例給料表の適用を受ける職員の特例）

3 特例期間においては、福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十五年福岡県条例第十一号）附則第三項及び第五項（同条例附則第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員並びに福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十五年福岡県条例第二十五号）附則第三項及び第五項（同条例附則第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員については、第二条第一項中「福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号。以下「県職員給与条例」という。）第六条第一項各号、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号。以下「警察職員給与条例」という。）第六条第一項各号及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号。以下「学校職員給与条例」という。）第六条第一項各号に掲げる給料表」とあるのは「福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十五年福岡県条例第十一号）附則別表研究職特例給料表及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十五年福岡県条例第二十五

号）附則別表研究職特例給料表」と、「当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合」とあるのは「百分の七・七七」と、同条第二項中「県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例」とあるのは「福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号。以下「県職員給与条例」という。）」、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号。以下「警察職員給与条例」という。）及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号。以下「学校職員給与条例」という。）」とする。

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十一号

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当の支給に関する条例（平成七年福岡県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「若しくは」を「又は」に、「又は国民の保護のための措置等の実施」を「等」に改め、「に規定する災害派遣手当」を削り、「の規定による読替え後の」を「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条において読み替えて準用する場合を含む。」に規定する災害派遣手当、「に、」を含む。以下同じ。）を「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当」と総称する。）」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十二号

福岡県税条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改める。

第二十条の七の四及び第二十条の二十一の二を削る。

第二十三条第一項第二号中「財団法人日本ゴルフ協会（昭和六十二年十月一日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改める。

第四章の章名中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改める。

第九十九条の見出し中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同条第一項中「第二十条の二十一の二、」を削り、「本章」を「この章」に改め、「（第一百六条において「電磁的方式」という。）」を削り、同項の表中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項及び第三項を削る。

第一百十条の見出し中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条」に、「本章」を「この章」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前条第一項」を「前条」に、「同項の表の上欄に掲げる者又は同条第二項の承認を受けている県税関係書類保存義務者」を「同条の表の上欄に掲げる者」に改め、「県税関係帳簿書類（及び「又は県税関係書類をいう。以下本章において同じ。」を削り、「同条第一項又は第二項」を「同条」に、「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同項を同条第二項とする。

第一百一十一条第一項中「第九十九条第一項」を「第九十九条」に、「同項」を「同条」に、「第五項第一号」を「第四項第一号」に改め、「。次項において同じ」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項又は」を削り、「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同項第二号中「第九十九条各項」を「第九十九条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項第一号中「第三号」を「次号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「又は第二項ただし書き」を削り、同項を同項第二号とし、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は第二項」を削り、「第九十九条第一項の

表第五号」を「第九十九条の表第三号」に改め、同項を同条第五項とする。

第一百十二条第一項中「第九十九条各項のいずれか」を「第九十九条」に、「県税関係帳簿書類（」を「県税関係帳簿（」に、「本章」を「この章」に、「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿」に、「同条第一項」を「同条」に改め、「又は同条第二項若しくは第三項に規定する電磁的記録の保存」を削り、同条第二項中「第九十九条各項のいずれか」を「第九十九条」に、「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿」に改め、「又は第二項」を削り、「（県税関係帳簿書類」を「（県税関係帳簿」に改める。

第一百十三条第一項中「同条第一項の表第一号、第二号又は第五号」を「同条第一項の表第一号又は第三号」に改め、「及び同条第二項の表第一号又は第二号の上欄に掲げる者」を削り、「第九十九条各項のいずれか」を「第九十九条」に、「同条第一項の表第五号」を「同条の表第四号」に、「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿」に、「同条第一項の規定」を「同条の規定」に改め、「代え、又は同条第二項若しくは第三項の規定により当該電磁的記録に係る承認済県税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該県税関係書類の保存に」を削り、「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に、「同条各項」を「同条」に改め、同条第二項中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に、「第一百一十一条第三項第二号」を「第一百一十一条第二項第二号」に改め、同条第三項中「第一百一十一条第四項」を「第一百一十一条第三項」に改め、同条第五項中「第九十九条各項のいずれか」を「第九十九条」に改め、同条第六項中「第一百一十一条第六項」を「第一百一十一条第五項」に改める。

第一百十四条第一項中「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿」に改め、同項第二号中「第九十九条各項」を「第九十九条」に改める。

第一百十五条中「同項の承認」を「同条の承認」に、「前条第一項」を「前条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「第九十九条第一項」を「第九十九条」に、「について、」を「について」に、「第五項第一号」を「第四項第一号」に、「同条第二項中「第九十九条第二項又は第三項の承認を受けようとする場合には」とあるの

は「前条第二項の承認を受けようとする場合にあつては」と、「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる」と、「三月前の日までに」とあるのは「三月前の日までに、同条第三項の承認を受けようとする場合にあつては、当該承認を受けようとする第百九条第二項の承認を受けている県税関係書類について、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日（当該県税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第二号において同じ。）の三月前の日までに」と、「種類、同条第二項の承認を受けようとする場合にあつては」とあるのは「種類、」と、「概要、同条第三項の承認を受けようとする場合にあつては当該県税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要、」とあるのは「概要」と、「同条第二項又は第三項」とあるのは「前条第二項」と、同条第三項第一号中「第百十四条第二項」とあるのは「第百十五条において準用する第百十四条第二項」と、「同項第二号」を「同条第二項第二号」に、「第百九条各項」を「第百九条」に、「同条第五項中「前日」」を「同条第四項中「前日」」に、「前条第三項」を「前条第二項」に改め、「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる」と、「を削り、「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿」に、「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿」に改め、「の保存」とあるのは「の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「を削り、「同条第一項の表第一号、第二号又は第五号」を「同条第一項の表第一号又は第三号」に、「法第七百四十八条第一項の表第一号、第二号又は第五号」を「法第七百四十八条第一項の表第一号又は第三号」に改め、「同条第一項の表第五号」とあるのは「第百九条第一項の表第五号」と、「を削り、「同条第一項の規定」を「同条の規定」に、「及び電磁的記録」を「及び当該電磁的記録」に改め、「又は同条第二項若しくは第三項」とあるのは「同条第二項」と、「電磁的記録の保存」とあるのは「電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「を削り、「同条第三項」を「同条第二項」に、「当該県税関係帳簿書類」を「当該県税関係帳簿」に改め、「同条第二項中「第百十一条第三項第二号」とあるのは「第百十五条において準用する第百十一条第三項第二号」と、同条第三項中「第百

十一条第四項」とあるのは「第百十五条において準用する第百十一条第四項」と、「及び「同条第六項中「第百十一条第六項」とあるのは「第百十五条において準用する第百十一条第六項」と、「を削る。

第百十六条を削る。

第百十七条第一項中「第百九条各項」を「第百九条」に、「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「又は書類の備付け」を「の備付け」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は書類の備付け」を「の備付け」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第百十六条とする。

付則第三条の二の表中

福岡県東福岡県税事務所			
福岡県	福岡県	福岡県	福岡県
福岡県	福岡県	福岡県	福岡県
福岡県	福岡県	福岡県	福岡県

を

福岡県博多県税事務所			
福岡県	福岡県	福岡県	福岡県
福岡県	福岡県	福岡県	福岡県
福岡県	福岡県	福岡県	福岡県

に

改める。

付則第四条の二中「第九項」を「第十項」に改める。

付則第五条の三の二第一項中「平成三十五年度」を「平成三十九年度」に、「平成二十五年」を「平成二十九年」に改め、同項第一号中「第四十一条第二項」の下に「から第五項まで」を加え、「第五項」を「第十項から第十二項まで」に改め、同項第二号中「第四十一条の十九の五」を「第四十一条の十九の四」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から平成二十九年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第三項第二号に規定する特定取得に該当

する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

付則第五条の五を付則第五条の六とし、付則第五条の四の次に次の一条を加える。

第五条の五 平成二十六年度から平成五十年までの各年度分の個人の県民税についての第二十条の五の三及び前条並びに法第三十七条の二第二項（これらの規定を次の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、法附則第五条の六の規定で定めるところによるものとする。

付則第八条第三項中「この項から第五項まで」の下に「及び第十四項」を加え、同条に次の一項を加える。

14 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者が、同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第二号に掲げる契約のうち施行令で定めるものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次に掲げるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

一 建替え（建替えが必要な家屋として施行令で定めるものの当該建替えに限る。）

（その他法附則第十一条第十四項第一号の総務省令で定める行為により家屋（都市機能の向上に資する家屋として施行令で定めるものに限る。以下この項において「特定家屋」という。）の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

二 前号に掲げる土地を敷地とする同号の建替えが必要な家屋として施行令で定め

るもの

三 第一号に掲げる土地の上に新築される特定家屋

四 特定家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として施行令で定めるもの

五 前号に掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

付則第九条第二項中「第九十三条第四項」を「第九十三条第五項」に改める。

付則第十一条の二第三項中「第一項の場合」を「第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合」に、「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を「、第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」に改める。

付則第十八条中「第二号」を「第三号」に改める。

付則第二十八条の二の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第一項中「以下の項」を「以下の項及び次項」に、「又は当該土地の上に存する権利」を「等（同項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）」に改め、「譲渡をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第二項中「前項の規定は、同項」を「前二項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の六第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第二項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間

当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、法附則第四十四条の二第二項の規定で定めるところにより、法附則第四条、法附則第四条の二、法附則第五条の四、法附則第三十四条、法附則第三十四条の二、法附則第三十四条の三又は法附則第三十五条の規定を適用する。

付則第三十二条を次のように改める。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第三十二条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における付則第五条の三及び付則第五条の三の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句

は、同表の下欄に掲げる字句とする。

付則第五条の三	租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律二十九号)第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二
付則第五条の三の二 第一項	租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二
付則第五条の三の二 第一項第一号	租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで若しくは第四十一条の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二
付則第五条の三の二 第一項第二号	租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二若しくは租税特別措置法
付則第五条の三の二 第二項第二号	租税特別措置法第四十一条の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項

若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第六項までの規定の適用を受けた場合における付則第五条の三及び第五条の三の二の規定の適用については、法附則第四十五条第二項の規定で定めるところによるものとする。

第二条 福岡県税条例の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第五号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの
第二十条の十三の五を次のように改める。

第二十条の十三の五 削除

第二十条の十三の六の見出し中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に改め、同条中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に、「第三条の三第四項」を「第三条の三第四項第一号」に改め、「(個人に限る。)」を削る。

第二十条の十三の十五中「又は租税特別措置法」を「租税特別措置法」に改め、「(という。)」の下に「又は同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額(次条において「償還金に係る差益金額」という。)」を加える。

第二十条の十三の十六中「又は上場株式等の配当等」を「上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第二十条の十三の十八第二項を削る。

第二十条の十三の二十一中「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」及び「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第二十条の十三の二十二第一項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済(次項において「対象譲渡等」という。))により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第二項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収

口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合」を「租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する場合」に、「当該選択口座に係る個人に対して当該を「同項に規定する」に改める。

第百十一条第一項中「第四項第一号」を「第四項」に改め、同条第四項中「第一項の」を「第一項本文の規定による」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」を「県税関係帳簿の備付けを開始する日の前日」に、「当該各号に定める日」を「同日」に改め、「あつたもの」の下に「とみなし、同項ただし書の規定による申請書の提出があつた場合において、その提出の日から三月を経過する日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたもの」を加え、同項各号を削る。

第百十三条第一項中「第七百四十八条各項のいずれか」を「第七百四十八条」に、「同条第一項の表第一号又は第三号」を「同条の表第二号」に改め、同条第五項中「第七百四十八条各項のいずれか」を「第七百四十八条」に改める。

第百十五条を次のように改める。
(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用)

第百十五条 第百十一条から前条までの規定は、第百十条各項の承認について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

第百十一条第一項	
同条の承認を受けようとする場合には	、前条第一項の承認を受けようとする場合にあつては
三月前の日までに	三月前の日までに、同条第二項の承認を受けようとする場合にあつては、当該承認を受けようとする第百九条の承認を受けている県税関係帳簿について電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日（当該県税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第四項において同じ。）の三月前の日までに
が、当該承認	が、前条第一項の承認

前条第一項	第百十一条第二項第二号	第百十一条第四項	第百十二条第一項	第百十二条第二項	第百十三条第一項	第百十三条第五項
電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿	保存	前日	電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿及び保存	電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿	電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿	電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿
電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿	電子計算機出力マイクロフィルムによる保存	前日（当該申請書が前条第二項の承認を受けようとするものである場合には、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日の前日）	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿
法第七百四十八条	法第七百四十八条	前日	法第七百四十八条	法第七百四十八条	法第七百四十八条	法第七百四十八条
法第九十九条	法第九十九条	前日	法第九十九条	法第九十九条	法第九十九条	法第九十九条
法第七百四十九条各項	法第七百四十九条各項	前日	法第七百四十九条各項	法第七百四十九条各項	法第七百四十九条各項	法第七百四十九条各項

保存	電子計算機出力マイクロフィルムによる
第九十九条	第十十条各項

付則第五条の四中「又は付則第十二条の二第二項」を、「付則第十二条の二第一項又は付則第十二条の二第二項」に改める。

付則十条の二の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第一項」を「利子所得及び配当所得については、法第三十二条第一項」に、「配当所得の金額（以下）を「利子所得の金額及び配当所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第二項中「県民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、県民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、「の金額」を削り、「第二十条の三第一項」を「同条第一項」に改める。

付則第十二条の二の見出し中「株式会社等」を「一般株式会社等」に改め、同条第一項中「株式会社等」を「一般株式会社等」に改め、「当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けな

2 租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき交付を受ける同条第三項及び第四項並びに同法第三十七条の十四の三第一項及び第二項の規定により所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第三十七条の十第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

付則第十二条の二第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

付則第十二条の二の三を削る。

付則第十二条の二の二第一項中「第三十七条の十の二第一項」を「第三十七条の十の二第二項」に、「特定管理株式会社（」を「特定管理株式会社（」に、「特定管理株式会社」を「特定管理株式会社等」に、「又は同項」を「同項」に、「が株式」を「又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この項において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第三十七条の十第二項第七号に規定する公社債」に、「同条第一項各号」を「同法第三十七条の十一の二第一項各号」に、「特定管理株式会社又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この条において同じ。）を「特定管理株式会社等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡」に、「当該特定管理株式会社又は特定保有株式の譲渡を」を「付則第十二条の二の五第二項に規定する上場株式等の譲渡を」に、「及び前条」を「前条及び付則第十二条の二の五」に改め、同条第二項中「第三十七条の十の二第一項」を「第三十七条の十一の二第一項」に、「特定管理株式会社」を「特定管理株式会社等」に、「これに類するものとして施行令で定めるものを含む」を「同法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう」に、「並びに付則第十二条の二の四第一項及び第二項」を「並びに次条から付則第十二条の二の五まで」に、「付則第十二条の二の四」を「次条」に改め、同条を付則第十二条の二の三とし、付則第十二条の二の次に次の一条を加える。

第十二条の二の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置

法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第二十条の三第一項及び第二項並びに第二十条の五の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令で定めるところにより計算した金額（当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けられないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等（次条において「上場株式等」という。）を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項の規定により所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令で定めるところによる。

付則第十二条の二の四第一項中「同条第二項」を「同法第三十七条の十一の二第一項」に改める。

付則第十二条の二の五第一項中「平成二十二年度分」を「平成二十九年度分」に、「付則第十二条の二第一項後段」を「付則第十二条の二の二第一項後段」に、「配当

所得」を「配当所得等」に改め、同条第二項中「第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法」を削り、「付則第十二条の二第一項に規定する株式等」を「付則第十二条の二の二第一項に規定する上場株式等」に改め、同条第四項中「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同条第五項中「付則第十二条の二第一項後段」を「付則第十二条の二の二第一項後段」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第六項中「付則第十二条の二第一項に規定する株式等」を「付則第十二条の二の二第一項に規定する上場株式等」に改める。

附則

（施行期日等）

第一条 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中福岡県条例第三条の二の改正規定 公布の日
 - 二 第一条中福岡県条例第五条の三の二の改正規定（同条第一項第二号に係る部分を除く。）及び同条例付則第三十二条の改正規定 平成二十七年一月一日
 - 三 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）の改正規定 平成二十八年一月一日
 - 四 第二条中福岡県条例第五条の四、第十条の二及び第十二条の二の改正規定、同条例付則第十二条の二の三を削る改正規定、同条例付則第十二条の二の二の改正規定、同条例付則第十二条の二の三とし、同条例付則第十二条の二の次に一条を加える改正規定、同条例付則第十二条の二の四第一項及び第十二条の二の五の改正規定 平成二十九年一月一日
 - 五 第一条中福岡県条例第八条の改正規定 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）の施行の日
- 2 第一条の規定による改正後の付則第三条の二の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の福岡県条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十五年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の県民税につ

いては、なお従前の例による。

2 平成二十五年十二月三十一日以前に第一条の規定による改正前の福岡県税条例（以下「旧条例」という。）第二十条の七の四に規定する者が同日以前に作成し、又は受領した同条に規定する帳簿及び書類の保存並びに同日以前に行った電子取引（旧条例第百十六条に規定する電子取引をいう。附則第四条において同じ。）の取引情報（旧条例第百十六条に規定する取引情報をいう。附則第四条において同じ。）に係る電磁的記録（旧条例第百九条第一項に規定する電磁的記録をいう。附則第四条において同じ。）の保存については、なお従前の例による。

3 新条例付則第四条の二、第五条の五及び第五条の六の規定は、平成二十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

第三条 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の福岡県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（個人の事業税に関する経過措置）

第四条 平成二十五年十二月三十一日以前に旧条例第二十条の二十一の二に規定する者に該当した者が同日以前に作成し、又は受領した同条に規定する帳簿及び書類の保存並びに同日以前に行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、なお従前の例による。

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十三号

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する

条例の一部を改正する条例

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の表事業税の項中「租税特別措置法施行令第六条の五第一項第三号又は第二十八条の十四第一項第三号」を「離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成五年自治省令第一号）第二号第一項第一号イ」に改め、「当該離島振興対策実施地域が当該期間内に、離島振興法第二十条の規定により指定された離島振興対策実施地域に該当しないこととなる場合には、当該離島振興対策実施地域の公示の日からその該当しないこととなる日までの期間。」を削り、「離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成五年自治省令第一号）第一条第一項第一号イ」を「同号イ」に、「同令第二条」を「同令第三条」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第四条の二の規定は、平成二十五年四月一日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

福岡県立大学看護教員養成修学資金貸与条例をここに公布する。
平成二十五年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十四号

福岡県立大学看護教員養成修学資金貸与条例を廃止する条例

福岡県立大学看護教員養成修学資金貸与条例（平成十二年福岡県条例第九号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東日本震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十五号

東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成二十三年福岡県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「施行の日から起算して二年を経過した日に」を「平成二十七年七月二十六日限り」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十六号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表一六の項を次のように改める。

一六 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下この項において「法」という。）	大牟田市 久留米市（ヤからテまでに掲げる事務を除く。）
---	-----------------------------

- イ 法第十条第一項の規定による第一種動物取扱業者の登録
- ロ 法第十三条第一項の規定による登録の更新
- ハ 法第十四条第一項の規定による第一種動物取扱業者の種別等の変更、飼養施設の設置又は犬猫等販売業者の営業の届出の受領
- ニ 法第十四条第二項の規定による第一種動物取扱業者の氏名等の変更の届出の受領

ホ 法第十四条第三項の規定による犬猫等販売業者を営むことをやめた旨の届出の受領

- へ 法第十五条の規定による第一種動物取扱業者登録簿の閲覧
- ト 法第十六条第一項の規定による廃業等の届出の受領（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）
- チ 法第十七条の規定による登録の抹消
- リ 法第十九条第一項の規定による登録の取消し又は業務の停止
- ヌ 法第二十二條第三項の規定による動物取扱責任者研修の実施
- ル 法第二十二條の六第二項の規定による犬猫等の個体に関する届出の受領
- ヲ 法第二十二條の六第三項の規定による検案書又は死亡診断書の提出の命令
- ワ 法第二十三條第一項の規定による改善の勧告（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）
- カ 法第二十三條第二項の規定による必要な措置の勧告
- ヨ 法第二十三條第三項の規定による措置の命令（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）
- タ 法第二十四條第一項の規定による第一種動物取扱業者からの報告の徴収又は職員による立入検査（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）
- レ 法第二十四條の二の規定による第二種動物取扱業者の届出の受領
- ソ 法第二十四條の三第一項の規定による第二種動物取扱業者の種別等の変更の届出の受領
- ツ 法第二十四條の三第二項の規定による第二種動物取扱業者の氏名等の変更又は飼養施設の使用の廃止の届出の受領
- ネ 法第二十五条第一項の規定による必要な措置の勧告
- ナ 法第二十五条第二項の規定による措置の命令
- ラ 法第二十五条第三項の規定による必要な措置の命令又は勧告
- ム 法第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可
- ウ 法第二十八条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の変更許可
- キ 法第二十八条第三項の規定による軽微な変更等の届出の受領
- ノ 法第二十九条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の取消
- オ 法第三十二条の規定による特定動物飼養者に対する必要な措置の命令
- ク 法第三十三条第一項の規定による特定動物飼養者からの報告の徴収又は職員による立入検査
- ヤ 法第三十五条第一項の規定による所有者から引取りを求められた犬又は猫の引取り
- マ 法第三十五条第二項の規定による場所の指定
- ケ 法第三十五条第三項の規定による所有者の判明しない犬又は猫の引取り
- フ 法第三十五条第四項の規定による所有者への返還又は飼養を希望する者への譲渡

コ 法第三十五条第六項の規定による犬及び猫の引取り又は譲渡しの委託

エ 法第三十六条第二項の規定による負傷動物等の收容

テ 法第三十七条第二項の規定による犬又は猫の引取り等に際して行う必要な指導及び助言

ア 条例第六条第一項の規定による特定動物が逃げた旨の通報の受理

サ 条例第七条の規定による動物が人に危害を加えた旨又は逃げた特定動物に対する措置をとった旨の届出の受領

キ 条例第八条の規定による同条各号に掲げる措置の命令

ユ 条例第九条第一項の規定による動物の飼い主等からの報告の徴収

メ 条例第十条の規定による動物愛護指導員の任命

附則

この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十七号

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表一五九の二の項中「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に、「動物取扱業登録申請手数料」を「第一種動物取扱業登録申請手数料」に、「当該動物取扱業登録」を「当該第一種動物取扱業登録」に、「他の動物取扱業登録を」を「他の第一種動物取扱業登録を」に改め、同表一五九の三の項中「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に、「動物取扱業登録更新申請手数料」を「第一種動物取扱業登録更新申請手数料」に、「他の動物取扱業登録の」を「他の第一種動物取扱業登録の」に改め、同表一五九の四の項中「動物取扱業登録証の」を「第一種動物取扱業登録証の」に、「動物取扱業登録証再交付申請手数料」を「第一種動物取扱業登録証再交付申請手数料」に改め、同表一五九の八の項中「ねこ」を「猫」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。

福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十八号

福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成二十五年福岡県条例第六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十九号

福岡県子ども・子育て会議条例（設置）

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、福岡県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第二条 子ども・子育て会議は、委員二十人以内で組織する。

(委員の任命)

第三条 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(議事)

第七条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可決同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めるこ

とができる。

5 前各項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第一項、第三項及び前項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(補則)

第八条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(子ども・子育て支援法の施行の日の前日までの間の読替え)

2 この条例の施行の日から子ども・子育て支援法の施行の日の前日までの間においては、第一条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第九条」とする。

福岡県土砂埋立て等による災害の発生に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十号

福岡県土砂埋立て等による災害の発生に関する条例の一部を改正する条例

福岡県土砂埋立て等による災害の発生に関する条例（平成十四年福岡県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号を次のように改める。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において単に「暴力団員」という

。又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

ハ 福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

ニ 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

ホ 法人でその役員のうちに、イ、ハ又はこのいずれかに該当する者があるもの
第八条第三号中「第五条第一項第四号イからハまで」を「第五条第一項第四号イからホまで」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十一号

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

福岡県屋外広告物条例（平成十四年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の四第一項第五号を次のように改める。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（次号において「暴力団員等」という。）

第二十四条の四第一項中第九号を第十一号とし、同項第八号中「第五号まで」の下に

「一、第七号又は第八号」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

八 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

第二十六条の二第一項第二号中「第九号」を「第十一号」に改める。
第二十六条の五第一項中「一、第六号及び第八号」を「一から第八号まで及び第十号」に改め、「事由」の下に「（同号に該当する事由にあつては、同項第五号、第七号及び第八号に係るものに限る。）」を加える。

附則

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十二号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「財団法人福岡県職員互助会（昭和五十九年八月一日に財団法人福岡県職員互助会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人福岡県職員互助会」と改め、同項第三号中「財団法人福岡県教職員互助会（昭和四十七年七月三十一日に財団法人福岡県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人福岡県教職員互助会」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十三号

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「財団法人福岡県警察職員互助会(昭和四十七年十月十六日に財団法人福岡県警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。)」を「一般財団法人福岡県警察職員互助会」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十四号

福岡県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

福岡県迷惑行為防止条例(昭和三十九年福岡県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(模造爆発物等を置く行為等の禁止)

第七条の二 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、次に掲げる物(第十一条第三項において「模造爆発物等」という。)を置き、又はこれに類する行為をしてはならない。

一 手りゆう弾その他の爆発物と紛らわしい外観を有する物

二 前号に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者の生命又は身体に危険を生じさせ

る物であると誤認させるおそれのある物で公安委員会規則で定めるもの
第十一条に次の一項を加える。

3 第一項(第七条の二に係る部分に限る。)の罪を犯した者が当該模造爆発物等が発見される前に自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

附則

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。